

## 竹林化学工業株式会社

## 安全データシート

作成 : 2008年10月10日  
改定③: 2016年09月03日

## 1. 化学品及び会社情報

製品名	: タケトップP シルバー
会社名	: 竹林化学工業株式会社
住所	: 大阪府東大阪市渋川町3丁目1番43号
担当部門	: 品質管理部(担当者 大江吉郎)
電話番号	: 06-6721-6165
FAX番号	: 06-6720-7308
緊急連絡先	: 06-6721-6165
奨励用途と使用上の制限	: 工業用
整理番号	:

## 2. 危険有害性の要約

重要な危険有害性及び影響 : 水生生物に毒性

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 : -

健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分外  
(経皮) : 区分外  
(吸入; 気体) : 分類対象外  
(吸入; 蒸気) : 区分外

(吸入; 粉じん及びミスト) : 区分外

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 区分外

眼損傷性及び眼刺激性 : 区分外

呼吸器感作性 : 区分外

皮膚感作性 : 区分外

生殖細胞変異原性 : 区分1B

発ガン性 : 区分1B

生殖毒性 : 区分外

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分外

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分2

吸引性呼吸器有害性 : 区分外

環境に対する有害性

水生環境有害性(急性) : 区分2

水性環境有害性(長期間) : 区分2

オゾン層への有害性 : 分類できない

## 竹林化学工業株式会社

## GHSラベル要素

絵表示



## 注意喚起語

- : 危険
- : 遺伝性疾患のおそれ
- : 発がんのおそれ
- : 長期にわたる又は反復ばく露による臓器(肺)の障害
- : 水生生物に毒性
- : 長期継続的影響によって水生生物に毒性

## 注意書き

## [安全対策]

- : 使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

- : 次の場合は直ちに医師に連絡し診断/手当てを受けて下さい。

(皮膚刺激、発疹が生じた場合、眼に入った場合、気分が悪い場合、  
身体上の異常が生じた場合。)

吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに、汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を多量の水と石鹼で洗うこと。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。

応急措置をする者の保護:救済者は、ゴム手袋、ゴーグル等の適切な保護具を着用する。

## [保管]

- : 容器を密閉して、換気の良い場所で保管すること。涼しいところにおくこと。

施錠して保管すること。

## [廃棄]

- : 内容物/容器を廃棄する時は、関係省令に基づき、自社で適正に処理するか又は廃棄物処理業者に委託して処理して下さい。

## 3. 組成及び成分情報

## 单一製品・混合物の区分

- : 混合物

## 成分及び含有量

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| : ① アルミニウム                        | 10%未満 |
| : ② ミネラルスピリット                     | 2%未満  |
| : ③ 1,3,5-トリメチルベンゼン               | 0.1%  |
| : ④ ジプロプレングリコールモノメチルエーテル          | 2%未満  |
| : ⑤ 1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール | 1%未満  |
| : ⑥ ポリオキシエチレンドデシルエーテル             | 0.7%  |

## 化学式又は構造式

- |   |
|---|
| : ① TiO <sub>2</sub>                                  |
| : ② SiO <sub>2</sub>                                  |
| : ③ C   |
| : ④ C <sub>32</sub> Cl <sub>16</sub> CuN <sub>8</sub> |
| : ⑤ Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub>                    |
| : ⑥ Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub>                    |

## 官報公示整理番号(化審法)

- |                      |
|----------------------|
| : ① (1)-558、(5)-5225 |
| : ② 1-548            |
| : ③ 5-3328           |

## 竹林化学工業株式会社

(4) 5-3315

(5) -

(6) (1)-357

官報公示整理番号(安衛法)

CAS番号

- : ①～⑥既存
- : ① 13463-67-7
- : ② 14808-60-7
- : ③ 1333-86-4
- : ④ 1328-53-6
- : ⑤ 51274-00-1
- : ⑥ 1309-37-1

## 4. 応急措置

吸入した場合

: 新鮮な空気の場所に移動させ安静にし、直ちに医師の処置を受ける。必要に応じて医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

: 多量の水および石鹼で洗い流す。症状が出た場合は、必要に応じて医師の診断を受ける。

目に入った場合

: 直ちに清浄な流水で15分以上洗眼した後、医師の処置を受ける。

飲み込んだ場合

: 水で口の中を洗浄し、コップ1～2杯の水または牛乳を飲ませる。直ちに医師の処置を受ける。被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。

応急措置をする者の保護

: 救済者は、ゴム手袋、ゴーグル等の適切な保護具を着用する。

## 5. 火災時の措置

消火剤

: 粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂。

使ってはならない消火剤

: 棒状の水。

特有の危険有害性

: 燃焼ガスには、窒素酸化物や一酸化炭素等の有害ガスが含まれるので、消火作業の際には煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

: 火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。消火作業は、可能な限り風上から行う。関係者以外は安全な場所に退避させる。周囲の設備などに散水して冷却する。消火のための放水等により、製品もしくは化学物質が河川や下水に流出しないよう適切な措置を行う。

消火を行う者の保護

: 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素化合物等の有害ガスが含まれているので、消火作業の際には、適切な呼吸用保護具を着用し、煙の吸入を避ける。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

: 作業には、必ず適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。多量の場合、関係者以外を安全な場所に退避させ、風上から作業する。漏出した場所の周囲にはロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。必要に応じた換気を確保する。

環境に対する注意事項

: 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

除去方法

: 少量の場合、吸着剤(土、砂、ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラム等に回収する。

二次災害の防止策

: 床を濡れたた状態で放置すると滑り易く、スリップ事故の原因となるため注意する。漏出物の上をむやみに歩かない。

回収物は法令に従い適切に処分する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

## 竹林化学工業株式会社

## 取扱い

- 技術的対策 : 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。  
 注意事項 : 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。  
 安全取扱い注意事項 : 作業場の換気を十分に行う。保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用。取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

## 保管

- 適切な保管条件 : 屋内の通気のよい場所で容器を密閉して保管する。  
 施錠して保管する。  
 安全な容器包装材料 : 製品使用の容器に準ずる。

## 8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策 : 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。  
 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。  
 管理濃度 : 設定されていない。  
 許容濃度 : 日本産業衛生学会 (2015年度版) 吸入性粉塵 1mg/m<sup>3</sup> (酸化チタン)  
 総粉塵 4mg/m<sup>3</sup> (酸化チタン)  
 ACGIH : (2015年度版) TWA 10mg/m<sup>3</sup> (酸化チタン)  
 (1985年度版) TWA 3.5mg/m<sup>3</sup> (カーボンブラック)  
 (2005年度版) TWA 5mg/m<sup>3</sup> (じん肺) (酸化第二鉄)  
 (2005年度版) TWA 0.025mg/m<sup>3</sup>(R) (肺纖維症; 肺がん) (石英)

## 保護具

- 呼吸器用の保護具 : 必要に応じて呼吸用保護具。  
 手の保護具 : 保護手袋。  
 眼の保護具 : 側板付保護眼鏡(必要によりゴーグル型または全面)  
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣等。  
 適切な衛生対策 : 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

## 9. 物理的及び化学的性質

## 物理状態

- 形状 : 液体  
 色 : 各色  
 臭い : 特異臭  
 臭いの閾値 : データなし。  
 pH : 7.5-8.5

## 物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲

- 沸点 : データなし。  
 融点 : データなし。  
 分解温度 : データなし。  
 引火点 : データなし。  
 発火点 : データなし。

## 爆発特性

- 爆発限界 上限 : -  
 爆発限界 下限 : -  
 蒸気圧 : -  
 蒸気密度 : データなし。  
 比重 : 1.1-1.3  
 溶解性 : 水溶解性  
 : 可溶

## 竹林化学工業株式会社

溶媒溶解性	: データなし。
n-オクタノール/水分配係数	: データなし。
自然発火温度	: データなし。
その他のデータ	: データなし。
<b>10. 安定性及び反応性</b>	
安定性	: 通常の取扱い条件において、光、熱、衝撃に対し化学的に安定。
危険有害反応可能性	: 通常の取扱いにおいては有害反応性はない。
避けるべき条件	: 知見なし。
混触危険物質	: 知見なし。
危険有害な分解生成物	: 知見なし。
その他	: 情報なし。
<b>11. 有害性情報</b>	
急性毒性 (経口)	: 区分外
(経皮)	: 区分外
(吸入: 気体)	: 分類対象外
(吸入: 蒸気)	: 区分外
(吸入: 粉じん及びミスト)	: 区分外
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 区分外
眼損傷性及び眼刺激性	: 区分1
呼吸器感作性又は皮膚感作成	: 区分外
生殖細胞変異原性	: 区分外
発ガン性	: 区分1A(但し、石英は区分1A、酸化チタン(IV)は区分2)
IARC	: グループ1(石英)、グループ2B(酸化チタン(IV))
日本産業衛生学会	: 第1群(石英)、第2群B(酸化チタン(IV)、カーボンブラック)
生殖毒性	: 区分外
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分1 ; 区分1(呼吸器系)(石英)、区分3(気道刺激性)(酸化第二鉄)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分1 ; 区分1(呼吸器系、腎臓)(石英)、区分1(呼吸器系)(酸化第二鉄)
吸引性呼吸器有害性	: 区分外
<b>12. 環境影響情報</b>	
生態毒性	: 区分外
残留性/分解性	: 区分外
生体蓄積性	: データなし。
土壤中の移動度	: データなし。
その他のデータ	: データなし。
<b>13. 廃棄上の注意</b>	
残余廃棄物	: 廃棄する場合、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守して、適正に処理する。
汚染容器及び包装	: 空の汚染容器・包装を廃棄する場合、内容物を除去した後に、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守して、適正に処理する。

## 竹林化学工業株式会社

## 14. 輸送上の注意

国内法規制 陸上輸送	: 消防法、労働安全衛生法等に該当する場合は定められている運送方法に従う。
海上輸送	: 船舶安全法に該当する場合は定められている運送方法に従う。
航空輸送	: 航空法に該当する場合は定められている運送方法に従う。
国際法規制	: 航空運輸はIATA、および海上輸送はIMDGの規制に従う。
国連分類	: -
国連番号	: -
国連品名	: -
容器等級	: -
海洋汚染物質	: 該当しない。
輸送の特定の安全対策及び条件	: 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

## 15. 適用法令

## 国内適用法

化審法 特定化学物質	: -
監視化学物質	
優先評価化学物質	
消防法 危険物	: -
安衛法 表示	: -
有機則	: -
特化則	: -
粉じん障害防止規則(令19号)	
	: カーボンブラック; 石英
通知対象物質	: カーボンブラック; 酸化チタン(IV); C.I. ピグメントイエロー 42; 石英; C.I. ピグメントグリーン 7
毒物劇物取締法	: 否
船舶安全法	: -
航空法	: -
化学物質管理促進法(PRTR法)	
	: -
海洋汚染防止法	: 有害液体物質(Z類):酸化チタン(IV)
悪臭防止法	: -

## 16. その他の情報

## 引用文献

- 1) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
- 2) 原料SDS
- 3) 社団法人 日本塗料工業会

※ ここに記載した情報は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。すべての化学製品には未知の有害性がありうるため、取扱いには細心の注意が必要です。使用前のテストを含め、本品の適性に関する決定は使用者の責任において行ってください。

## 記載内容の問合せ先

会社 : 竹林化学工業株式会社  
 担当部門 : 品質管理部(担当者 大江吉郎)